

北名古屋市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年11月8日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

人事秘書課及び企画情報課

対象期間 令和4年4月1日から令和4年9月28日までの所管事務

実施期間 令和4年8月31日から令和4年9月28日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

人事秘書課及び企画情報課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<人事秘書課>

主な所管事務は、市長及び副市長の秘書用務、市長及び副市長の事務引継、市長の資産等の公開、市の後援依頼、市長会、ほう章及び表彰、儀式及び交際、国内交流及び国際交流、特別職報酬等審議会、職員の定数及び配置、職員の任免、分限、懲戒、

服務その他人事、職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件、職員の退職手当及び共済、職員の福利厚生及び衛生管理、職員の公務災害補償、職員の研修及び教養、職員団体、互助会、パブリックコメント、広報及び広聴、報道機関との連絡調整に関する事務である。

(1) 契約事務について

臨床心理士によるカウンセリング委託業務について、職場内、職場外とも臨床心理士によるカウンセリングを実施する契約であるが、資格者証等による資格確認を行っていなかった。契約の適正な履行を確保するために、カウンセリング実施資格の保有者であることの確認をされたい。

(2) 庶務事務について

公務により在勤地外の近隣自治体へ旅行する場合において、出張伺を作成していないケースが全庁的に散見されるため、規定や手続きの必要性を周知されたい。

＜企画情報課＞

主な所管事務は、重要な施策の企画、調査及び総合調整、総合計画、広域行政、市章、市民憲章、都市宣言等、各種連携、公有地の拡大の推進、地方創生、行政改革、統計調査並びに統計資料の収集、整理、保存及び公表、公共施設の総合調整、情報化施策の総合的な企画調整、総合行政ネットワーク、電子情報セキュリティ、電子情報通信基盤の整備及び活用、電子情報システムの管理及び運営、マイナンバー制度に係る総合調整、他の部に属さない施策の企画に関する事務である。

全般にわたり概ね適正に執行されていると認められた。